

西予市老人福祉施設協議会 災害時相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、西予市老人福祉施設協議会会員施設において、火災又は震災、感染症等の災害が発生した場合、被災していない施設が被災施設利用者の受け入れ、応援職員を派遣する等、相互の応援を円滑に行うために必要な条項を定めるものとする。

(応援事項)

第2条 応援項目は次のとおりとし、被災していない施設での通常の業務を妨げない範囲で行うことができるものとする。

- (1) 被災者の避難のための施設の提供
- (2) 被災者に対する給食、給水及び生活必需品の提供
- (3) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (4) 災害応急措置に必要な資材物資の提供
- (5) その他、被災施設から特に要請のあったもの

(応援要請の手続き等)

第3条 応援要請を行う場合には、次の各号に定める事項を明確にして、あらゆる通信手段により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況（種類、発生日時、場所）
- (2) 応援要請の内容
- (3) 応援要請の期間
- (4) その他必要事項

2 災害の実際に照らし特に緊急を要し、被災施設において応援要請が出来ない状況にあると判断されるときは、情報収集の結果を踏まえ、応援要請を待たず自主的に応援出動が出来るものとする。この場合は、前項の要請があったものとみなす。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により要請を受けた施設の長は、被災施設の長に対して、応援内容を電話等で連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

(応援費用の負担区分)

第5条 応援に要した費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 被災施設への人的派遣は公務（勤務）扱いとし、その費用は提供施設が負担する。
- (2) 備蓄品、介護用品等一切の物資に係る費用は、被災施設が負担する。但し、被災施設に届けるための経費においてのみ提供施設が負担する。
- (3) 物資に係る被災施設の費用弁済の方法は、現物による返済を認める等を含め、双方の協議によるものとする。

(賠償責任)

第6条 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、本人又はその家族が被った損害は、応援を行なった施設がその賠償の責めを負うものとする。

ただし、被災施設と応援を行なった施設との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合（その損害が被災施設と応援を行なった施設との往復途上に生じた場合を除く。）は、被災施設がその賠償の責めを負うものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は随時協議して定める。

(適用)

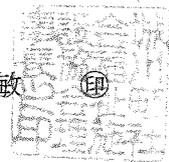
第8条 この協定は、平成 24 年 12 月 1 日から適用する

この協定の締結を証するため、協定書には、西予市老人福祉施設協議会会員施設の代表者等が記名押印して、本書5通を作成し、各1通を保有するものとする。

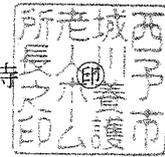
住 所 西予市野村町野村 8 号 479 番地 1
法 人 名 社会福祉法人 野村町社会福祉協会 理事長 別宮 静
協定締結施設 野村町特別養護老人ホーム 法正園
特別養護老人ホーム しいのき園



住 所 西予市城川町魚成 7026 番地 1
法 人 名 社会福祉法人 城川町社会福祉施設協会 理事長 山崎 秀敏
協定締結施設 西予市特別養護老人ホーム 寿楽苑



住 所 西予市城川町古市 1773 番地 1
施 設 名 西予市城川養護老人ホーム 奥伊予荘 施設長 岡本 荒侍



住 所 西予市三瓶町蔵貫浦 5 番地 19
施 設 名 西予市三瓶養護老人ホーム 三楽園 施設長 山本 道雄



住 所 西予市宇和町久枝甲 1434 番地 1
法 人 名 社会福祉法人 西予総合福祉会 理事長 管家 一夫
協定締結施設 宇和町特別養護老人ホーム 松葉寮
特別養護老人ホーム 皆楽園
特別養護老人ホーム あけはま荘

